

[事案 27-174] 自動振替貸付金債務不存在確認請求

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

自動振替貸付金の金利について説明が不十分であったこと等を理由に、過去に遡って自動振替貸付金と積立配当金を相殺することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 12 月に契約した定期保険特約付終身保険について、保険料支払口座への入金を忘れたため平成 14 年分の保険料の支払いがなされず、平成 14 年 6 月に自動振替貸付が行われた。自動振替貸付金に利息を加算して保険会社に返済する必要があるが、以下の理由により、平成 14 年末時点に遡って自動振替貸付金と積立配当金の相殺を行い、自動振替貸付金の返済債務を消滅させてほしい。

- (1) 自動振替貸付金が生じていた平成 14 年末時点で、当該貸付金額を上回る積立配当金額があった。
- (2) 約款において、自動振替貸付金返還請求権の期限について明確な定めはなく、平成 14 年末時点には弁済期が到来していたと考えられるため、同時点で相殺適状にあったといえる。
- (3) 積立配当金の金利に比べて自動振替貸付金債務の金利は著しく高く、契約者に不利であるが、保険会社からそのことについて説明はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 最高裁判決によると、相殺適状は、受働債権について期限の利益が放棄されたときに生じるが、申立人が相殺の意思表示により自動振替貸付金返済請求権の期限の利益を放棄したのは平成 26 年 11 月であった。
- (2) 約款の規定上、自動振替貸付金返還請求権は、保険契約の消滅または保険契約の内容の変更を不確定期限とする債権であり、平成 14 年末時点で弁済期が到来していたとはいえない。
- (3) 平成 14 年以降、自動振替貸付がなされていることについて、各種の通知を行っていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、平成 14 年末時点で相殺適状が生じていたと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。